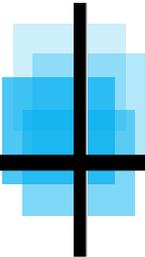


令和2年度
群馬東部水道企業団水道料金審議会
(第5回)

激変緩和措置

令和3年2月12日



目次

1. 激変緩和措置の目的
2. 激変緩和措置

1-1. 激変緩和措置の概要

【激変緩和措置とは？】

- ◆ 料金改定による水道利用者の**急激な負担増加を和らげる**ために、段階的な暫定料金を設定し、時間をかけて新料金に移行する措置のことです。
- ◆ 水道料金算定要領では、「経過措置」という項目が設けられており、「**急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることができる**」ということが示されています。



3市5町の現行の料金表は大きく異なっているため、統一した水道料金が一部の利用者にとって短い期間で急激な負担とならないよう、**激変緩和措置の適用**を検討します。

2-1. 激変緩和措置

- ◆ 激変緩和措置の期間は、令和4年度から令和6年度の3年間とします。
- ◆ 改定前と改定後の料金を比較して、増額する場合は差額の2分の1を控除します。令和7年度には新料金に完全移行とし、2段階での引き上げとします。

【計算例】

旧料金1,000円⇒新料金1,300円の場合

令和6年度までは、差額の300円のうち、2分の1にあたる150円を控除します。

これまでの料金	1,000円	←	→	差額
令和4年度の料金	1,150円			差額×1/2控除
令和5年度の料金	1,150円			差額×1/2控除
令和6年度の料金	1,150円			差額×1/2控除
令和7年度の料金	1,300円			新料金完全移行

2-2. 激変緩和措置の適用例

- ◆ 改定前と改定後の料金を比較して、増額する場合は差額の2分の1を控除することで、料金負担の急激な増加を回避します。

表 激変緩和措置に基づく水道料金の推移の例

ケース	現行料金	新料金	差額と改定率	激変緩和措置による水道料金の推移				
				改定前	1年目	2年目	3年目	4年目 完全移行
A	1,000円	1,200円	200円 (20%)	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,200円
B	1,000円	1,300円	300円 (30%)	1,000円	1,150円	1,150円	1,150円	1,300円
C	5,000円	7,500円	2,500円 (50%)	5,000円	6,250円	6,250円	6,250円	7,500円
D	50,000円	100,000円	50,000円 (100%)	50,000円	75,000円	75,000円	75,000円	100,000円

2-3. 激変緩和措置の適用

【新料金表(案)改定率20%】

- ◆ 令和元年度分の検針データについて、資料2「新料金表(案)改定率20%」の料金表案で水道料金を試算し、激変緩和措置を適用した場合の収益額の変化は以下のとおりとなります。

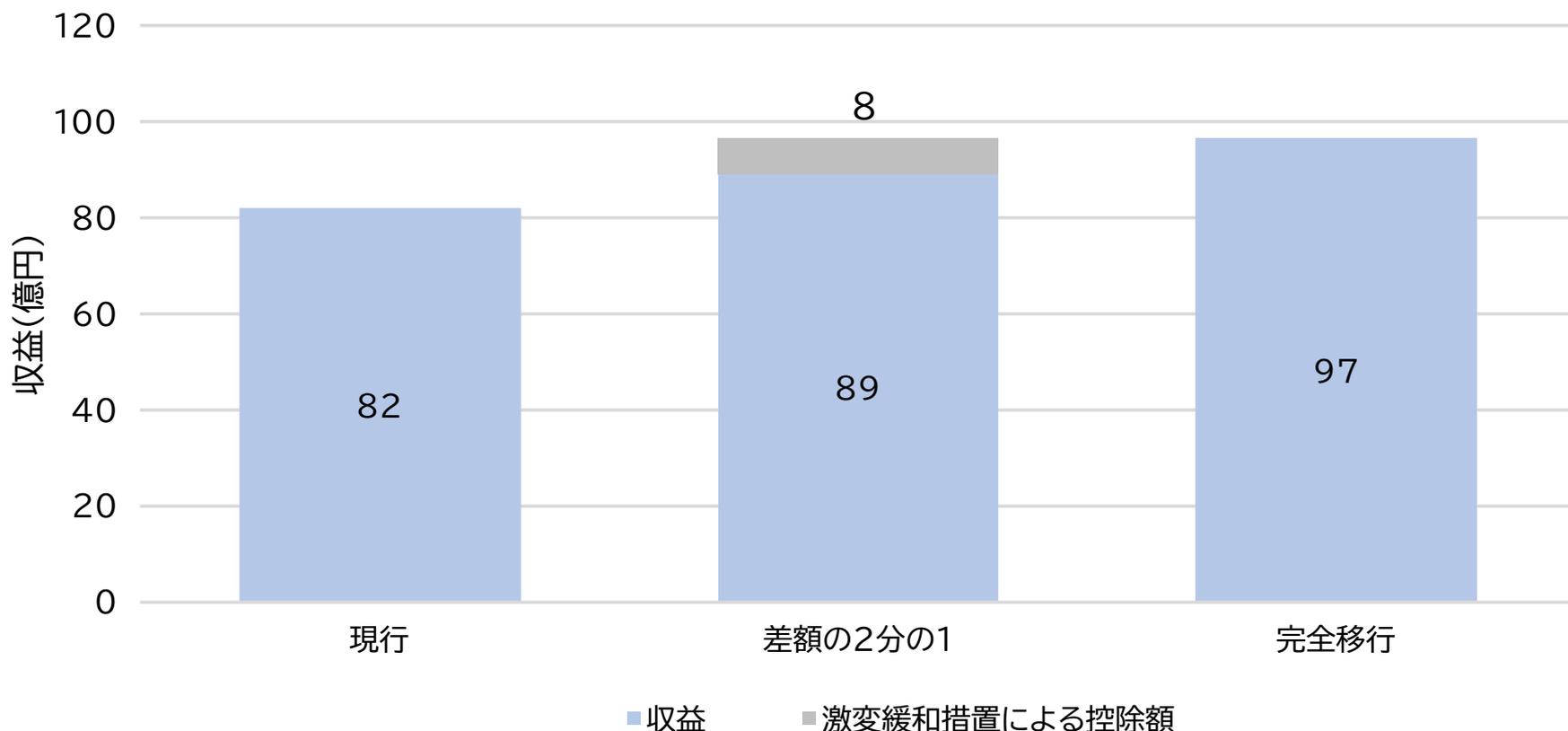


表 令和元年度検針データに新料金表(案)激変緩和措置を適用した場合の収益試算

2-4. 激変緩和措置の適用

【新料金表(案)改定率15%】

- ◆ 令和元年度分の検針データについて、資料3「新料金表(案)改定率15%」の料金表案で水道料金を試算し、激変緩和措置を適用した場合の収益額の変化は以下のとおりとなります。

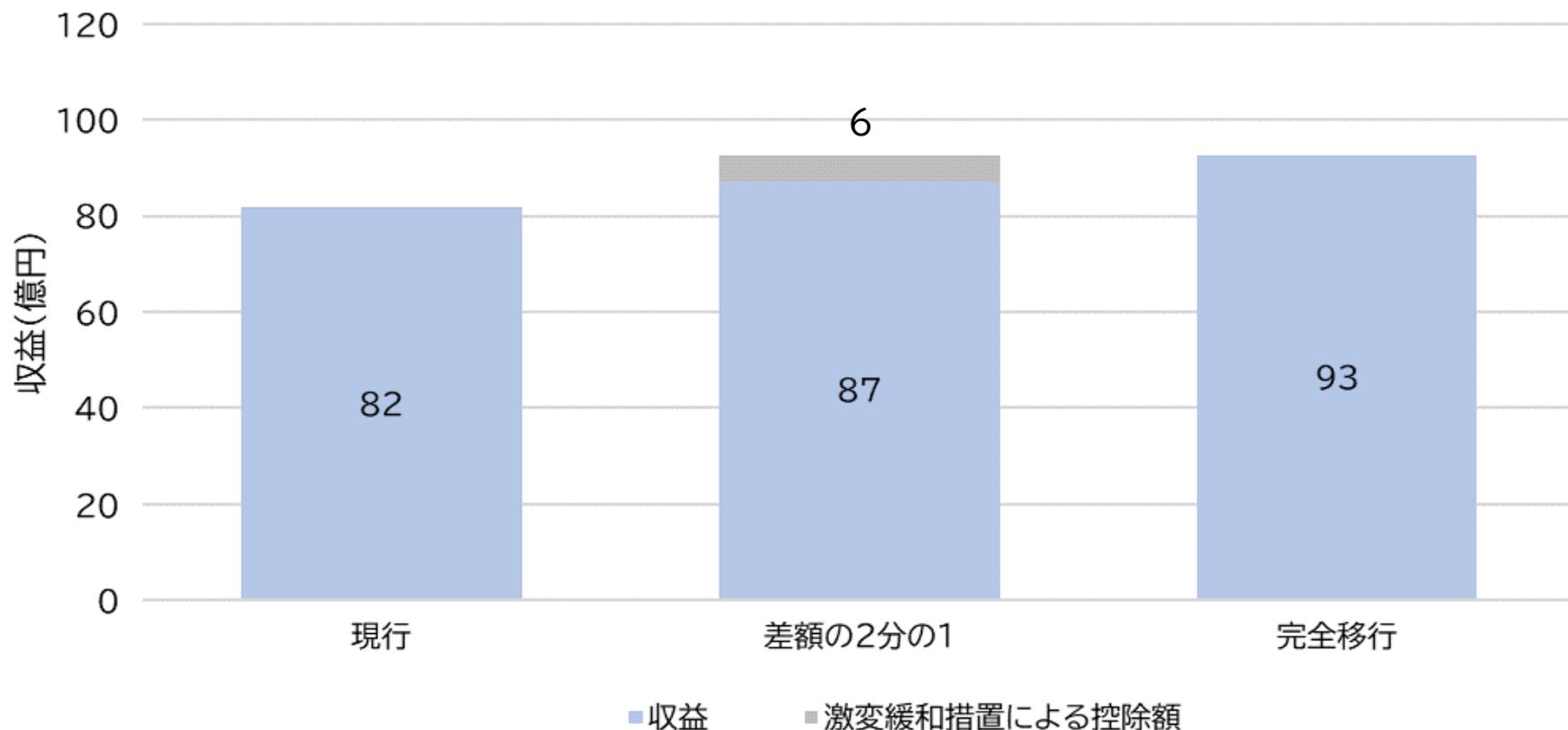


表 令和元年度検針データに新料金表(案)激変緩和措置を適用した場合の収益試算